

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画施策評価表

基本目標4 安心して暮らせるまちづくりの推進		1		地域包括ケアシステムの深化・推進		＜重点施策＞	
施策・事業	計画の概要	施策の展開	数値表	現状評価	課題	次期計画での方向・考え方	担当課
(1) 地域包括支援センターの機能強化 ① 地域ケア会議の充実	地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置し、地域包括ケアシステムの中核機関として、重要な役割を担っています。 日常生活圏域ごとに設置している本市の地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職員を配置し、ワンストップの窓口として多様な相談に対応できる体制を整備するとともに、研修等を通じて、職員の資質の向上に努めています。 その上で、地域包括支援センターを安定的・継続的に運営していくため、地域包括支援センター自らがその取組を振り返るための自己評価を実施するとともに、美祿市地域包括支援センター運営協議会と連携し、事業の実施状況を評価することで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図っていくことが重要です。また、地域共生社会への実現に向けて、高齢や障害等の複合化したニーズへの対応を強化する観点から、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりに努める必要があります。	地域包括ケアシステムの構築のための重要な手法である地域ケア会議については、関係機関相互のネットワークを形成し、個別の課題のみならず地域に共通した課題の把握に努め、情報共有や課題解決に向けた支援を実施していくとともに、地域づくりや資源開発、政策形成につなげていきます。	★	困難事例や自立支援に向けた個別ケア会議については必要な際に開催し、課題解決に向けた検討を行っている。しかし地域づくりや資源開発、政策形成につなげた内容には達していない。	個別の課題から地域課題を把握する必要がある。	個別事例から地域に共通した課題の把握に努め、関係機関と連携し、情報共有や課題解決に向けた支援を実施していくとともに、地域づくりや資源開発、政策形成につなげていく。	高齢福祉課
② 総合相談支援業務		高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握した上で、適切なサービスや制度に関する情報を提供し、総合的な相談体制の充実・強化に努めていきます。	★	高齢者の総合相談窓口として電話や窓口での対応のほか、自宅訪問など状況に応じて実態の把握に努めている。	年々複雑な問題を抱えた相談件数が増加している。今後も関係機関と連携しながら、課題解決に向け支援していく必要がある。	高齢者本人やその家族を包括的に支援できるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実・強化を行っていく。	高齢福祉課
③ 権利擁護業務		高齢者が尊厳ある生活を維持し安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的な観点から、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に向けた情報提供など、高齢者の権利擁護のための取組を総合的に推進します。		「美祿市成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。なお、中核機関については美祿市地域包括支援センターに設置している。	成年後見制度利用促進のため、市民に広く普及啓発を行う必要がある。	中核機関を中心に、相談機能の強化や研修会開催等による広報活動を行い、制度の利用促進を進めていく。	高齢福祉課
④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多職種が相互に連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する支援を実施していきます。		ケアマネ支援会議や在宅医療・介護連携推進事業による多職種連携を進めていくなど、介護支援専門員に対する支援を行っている。	居宅介護支援事業所や介護支援専門員が減少傾向にある。引き続き介護支援専門員の支援を行うとともに、継続的な介護支援専門員の確保が必要である。	介護支援専門員に対する支援を一層充実させていくための取組みの強化を行っていく。	高齢福祉課
⑤ 介護予防ケアマネジメント事業		要支援者及び基本チェックリストにより事業対象の基準に該当した人に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問型サービスや通所型サービスのほか一般介護予防事業や民間事業者により提供される生活支援サービスなど適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行っていきます。		ケアマネジメントを実施する際、訪問型サービスや通所型サービスなどの既存のサービス以外の通いの場や認知症カフェなど地域のインフォーマルなサービスも含めたマネジメントを行っているものの、インフォーマルな生活支援サービスが不足している。	後期高齢者が増加することで、サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれる。必要な人に適切なサービスが提供できるようマネジメントを実施することが必要である。	介護予防を普及・啓発することで、要介護状態にならないよう予防に取組む。また介護サービスのみならず、インフォーマルサービスによる生活支援体制が構築できるよう生活支援コーディネーターと連携を行っていく。	高齢福祉課
(2) 在宅医療と介護の連携強化	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療関係職種と介護関係職種との連携を推進していますが、本市の実情に合った連携のあり方を検討していく必要があります。	第7期計画においても、医師会等と連携しながら、地域の医療・介護サービス資源の把握、地域住民への普及啓発に努めていきます。 また、多職種による会議や研修会を開催し、医療関係職種と介護関係職種の顔の見える関係を構築していくとともに、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、医療や介護関係者からの相談を受け付ける体制を構築します。	★	三師会と連携のもと、多職種連携研修、住民研修会、連携システムの利用など事業を進めていき、顔の見える関係の構築を進めていく。また医療・介護相談窓口を設置したが、相談件数は少ない状況である。	研修会の参加について、一定程度確保できているが、固定化しているのが現状である。H31年度より連携システムの利用を進めているが、利用は少ない状況である。	現在実施している事業を継続していく。研修については、幅広く関係者に参加してもらえるよう実施方法や、内容を検討していく。	高齢福祉課
(3) 生活支援体制の整備	地域全体で高齢者の生活を支えていくためには、医療や介護のサービス提供のみならず、民間企業、協同組合、社会福祉協議会、シルバー人材センター、ボランティア等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援サービスを提供していく必要があります。 その提供体制を整備するため、多様な主体による取組のコーディネート業務を実施する「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携の強化の場である「協議体」を設置しています。	生活支援コーディネーターと協議体を中心となって、地域の課題や社会資源の把握、生活支援サービスの開発・創出に努め、サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進していきます。		生活支援コーディネーターが中心となり、通いの場の創設を行っている。有償サービスを実施している地域もあるが、利用者は少ない状況である。	地域差はあるが、サロンや趣味活動、介護予防の自主グループ等通いの場について増加傾向である。今後は通いの場のみならず、生活を支える支援体制を地域住民と共に作り上げていく必要がある。	生活支援コーディネーターや協議体と連携し、小規模地域から生活支援体制整備に取組む。	高齢福祉課
(4) 認知症施策の推進 ① 認知症初期集中支援推進事業	今や65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症、またはその予備軍とされています。高齢化の進展に伴い、今後増加が見込まれる中、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指した取組を推進していくことが重要です。 そのためには、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気であるということを社会全体で認識し、認知症になっても、よりよく生活していくことができる環境を整備していく必要があります。 本市では、国が策定した「新オレンジプラン」に基づき、複数の専門職（認知症サポート医、医療系専門職、介護系専門職）で構成された認知症初期集中支援チームや専門的知識を有する認知症地域支援推進員を設置し、認知症の人やその家族に対する効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進しています。	認知症初期集中支援チームを中心として、認知症及び認知症が疑われる人並びにその家族に初期の支援を包括的かつ集中的に行い、その支援体制の充実を図ります。	★	認知症の人や認知症が疑われる人に対しての初期支援を、包括的かつ集中的に行っている。また月に1回定例評価会議を実施し、対象者への支援状況の確認を行っている。	認知症に関する相談先がわからないため、家族だけで対応し重症化するケースが見受けられる。今後、認知症初期集中支援チーム等、認知症に関する相談先についての周知を行っていく必要がある。	認知症初期集中支援チームの周知について、市民や関係機関に対して行い、相談体制の構築を図っていく。	高齢福祉課
② 認知症地域支援・ケア向上事業		認知症地域支援推進員を中心として、地域における相談体制の構築と認知症ケアの向上に努めるほか、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを記載した「認知症ケアパス」を普及させ、認知症の人を地域で支えていく体制を構築していきます。また、認知症状の悪化予防や情報交換、認知症についての正しい知識の普及啓発等の活動拠点である「認知症カフェ」の運営団体に対し補助金を交付し、その設置・運営を支援するとともに、多くの人が利用できるよう、周知を図っていきます。	★	「認知症ケアパス」は市内の医療機関・介護サービス事業所・公共施設等に設置しており、認知症に関する相談に対して「認知症ケアパス」を活用している。また「認知症カフェ」運営補助金を交付し、設置・運営の支援を行い、さらには運営団体同士の連携が取れるよう交流会も実施している。	今後も継続し、「認知症ケアパス」を活用した相談対応を行っていくことが重要である。	「認知症ケアパス」が認知症本人にも活用しやすいように内容の見直しを行っていく。また「認知症カフェ」について、引き続き運営補助金を交付し、その設置・運営についての支援を行っていく。	高齢福祉課

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画施策評価表

基本目標4 安心して暮らせるまちづくりの推進		1		地域包括ケアシステムの深化・推進 <重点施策>			
施策・事業	計画の概要	施策の展開	数値表	現状評価	課題	次期計画での方向・考え方	担当課
③認知症等高齢者徘徊・見守りSOSネットワーク事業		認知症等の人が徘徊により行方不明となった場合に、認知症等高齢者徘徊・見守りSOSネットワークにより、家族や警察だけでなく、地域の協力のもと早期に発見できる体制を構築しています。 本市では、市民に親しみやすいよう、SOSネットワークを「オレンジネットワーク」と命名し、行方不明となるおそれのある認知症等高齢者や協力団体の事前登録を促進し、その拡大に努めています。	★	認知症等高齢者徘徊・見守りSOSネットワークにより、家族や警察だけでなく、地域の協力のもと早期に発見できる体制が構築できている。	ここ数年、新規登録協力団体数が少ない状況である。	地域ぐるみで認知症等高齢者を見守るという観点から、今後も必要な事業と考えられるため、引き続き協力団体の事前登録を促進し、その拡大に努めていく。	高齢福祉課
④認知症サポーター等養成事業		認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で支援する応援者(サポーター)になるための認知症サポーター養成講座の開催を進めるとともに、認知症サポーターには、その証として「オレンジリング」を配布し、活動の輪を広げていきます。 また、認知症サポーター養成講座の講師役となる、「キャラバン・メイト」の育成に努めるとともに、市内の企業や団体、学校等に対しては、積極的に講座の開催を呼びかけていきます。	★	認知症サポーター養成講座は、毎年300～400人程度の受講者数である。地域での開催のみならず、学校や企業など若い世代への養成講座も実施しており、地域全体で認知症の人やその家族を温かく見守る体制作りにも努めている。その講師役となるキャラバン・メイトに対しては、2か月に1回集いを開催し、活動を支援している。	認知症サポーターを増やすと共に、講師となるキャラバン・メイト数も増やしていく必要がある。また、引き続き若い世代への認知症サポーター養成講座が実施できるよう、関係機関との連携を図っていく必要がある。	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守るサポーターを増やし、認知症にやさしいまちづくりを展開するために、引き続き、様々な世代、団体に認知症サポーター養成講座を実施していく。また、キャラバン・メイトに対し、定期的に研修を行い、育成に努めていく。	高齢福祉課

基本目標4 安心して暮らせるまちづくりの推進		2		高齢者にやさしいまちづくりの推進			
施策・事業	計画の概要	施策の展開	数値表	現状評価	課題	次期計画での方向・考え方	担当課
(1)移動手段の確保・充実	美祿市地域公共交通網形成計画に基づき、交通不便地域でミニバス(デマンド型乗合タクシー)を運行し、高齢者の移動手段の確保・維持に努めています。また、公共交通機関のみでは交通不便地域を解消していくことは困難なことから、新たに介護予防・生活支援サービス事業による移動支援を検討していくなど、地域住民をはじめとする多様な実施主体による移動手段の確保・構築を検討していく必要があります。	ミニバスについては、地域のニーズを考慮し、運行ルート等の見直しを図りながら、その利用率の向上に努めています。また、公共交通機関のみでは交通不便地域を解消していくことは困難なことから、新たに介護予防・生活支援サービス事業による移動支援を検討していくなど、地域住民をはじめとする多様な実施主体による移動手段の確保・構築を検討していく必要があります。		美祿市地域公共交通再編実施計画(第1弾:R30.10月、第2弾:R24.4月)では、ジオタク(旧ミニバス)の運行内容を、可能な限り地域の実情に応じて見直したことは、主に高齢者の買物・通院等の利便性の向上につながったものと考えます。 美東町赤郷(モデル地域)での地域住民による送迎サービスの活動を支援し、高齢者への生活支援という課題解決につながったと考えます。	高齢者の中には、ジオタクの利用に至るまで(第1ステップ:事前登録、第2ステップ:電話予約)に難色を示す人もいます。公共交通機関だけでは、交通不便地域を解消していくことは困難である。	高齢者におけるジオタクの利用方法等の支援については、社会福祉協議会などの福祉部門や公民館、関係事業者との連携強化や分かりやすい情報発信に取り組む。 引き続き、地域住民をはじめとする多様な実施主体の移動手段の確保・構築を検討していく。	地域振興課
(2)高齢者の居住支援	高齢者が安心して居住できる良質な民間賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅や空き家等情報バンク制度の情報提供を行い、住居の確保を支援しています。 また、環境上及び経済的理由により在宅生活が困難となった高齢者を受け入れる施設として、養護老人ホーム美祿市共楽荘を運営しています。	第7期計画においても、高齢者が地域とつながりをもって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅部局や関係機関と情報を共有し、高齢者に寄り添った居住支援を継続していきます。		公営住宅については、高齢者は障害者等と同様に優先入居とし、居住の確保に努めている。	限られた財源の中で公営住宅の新設等は困難であり、民間との協働により高齢者の住宅の確保に努める必要がある。	引き続き民間事業者の協力も得ながら高齢者の居住支援を行う。	建設課
		養護老人ホーム美祿市共楽荘の運営に関して、老人福祉法に基づく事業として確実な実施に努めている。		被措置者数は年々減少傾向にある。	令和元年度に設置した「美祿市共楽荘あり方検討委員会」にて、管理運営方法や施設の規模等、慎重に検討し、その方向性を令和2年度中に明確に示す。	高齢福祉課	
(3)交通安全対策の充実	定期的に高齢者向けの交通安全教室やイベントを開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、区画線や転落防止柵等の交通安全施設の設置を進めています。 しかしながら、高齢者の運転免許人口の増加に伴い、高齢ドライバーによる交通事故の割合が多くなっているのが現状です。	高齢者が関わる交通事故の抑制を図るため、高齢者に対する交通安全教育を重点的に実施し、高齢ドライバーの交通安全定期診断や運転免許証の自主返納等の促進に努めています。また、運転者と歩行者が安全でゆとりのある通行ができるよう、引き続き交通安全施設の整備を計画的に進めていきます。		交通安全教室の開催により、高齢者の特性に応じた危険な状況を認識していただき事故抑制につながっている。交立立哨、街頭キャンペーンの定期的な実施が、危険運転や違反行為防止につながっている。	高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関わる事故も増加する。	引き続き歩行中・運転中において事故の被害者・加害者に市民がならないよう定期的に啓発を続けていく。	総務課
		道路交通安全交通施設事業交付金を活用しながら、交通安全施設の充実を図っている。		限られた予算の中で優先順位を定め事業を行う必要が生じている。	引き続き交通安全施設の設置に努める。	建設課	
(4)災害時等の緊急時の体制整備	総合防災訓練や防災講演会等を開催し、高齢者の防災意識の向上を図るとともに、高齢者宅には、かかりつけ医や持病等の情報を記載したカードを入れる救急カプセルや24時間体制の受信センターと双方向で会話ができる緊急通報装置の設置を推進しています。 また、民生委員と協働し、ひとり暮らし高齢者等の避難行動要支援者の事前登録制度の周知を図っています。	高齢者を含む市民一人一人の防災意識を高め、災害時等に的確な判断や行動がとれるように、情報伝達手段の多様化や自主防災組織の活動支援に努めます。 また、避難行動要支援者の事前登録制度の更なる周知を図るとともに、美祿市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアを中心とした協力体制の整備を進めます。		豪雨や暴風時の際、美祿市安全・安心メールや告知放送によって、早めに避難準備等の警戒が可能となっている。	災害時の情報入手困難者への情報伝達、市指定緊急避難場所への避難困難者への対応。	美祿市安全・安心メール登録者増加のための広報と併せて他に情報伝達手段を検討・整備し災害時情報未到達者を減少させていく。分散避難や避難時の随行品等、新しい避難行動の方法についても広報していく。	総務課

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画施策評価表

基本目標4		安心して暮らせるまちづくりの推進		2		高齢者にやさしいまちづくりの推進		
施策・事業	計画の概要	施策の展開	数値表	現状評価	課題	次期計画での方向・考え方	担当課	
				民生委員と協働し、緊急通報装置の設置、救急カプセルの配付を推進することにより一定の成果が得られている。	緊急通報装置に関して、設置台数はおおむね計画値どおりであるものの、減少傾向にあるため、民生委員等を通じてあらためて周知を行っていく必要がある。また救急カプセルについても同様に周知を行っていく必要がある。	今後も必要な施策と考えられるため、民生委員や関係機関と協働し、緊急通報装置の設置、救急カプセルの配付を実施していく。	高齢福祉課	
(5) 犯罪被害対策の推進	高齢者がうそ電話等の特殊詐欺被害に遭わないよう、美祢市防犯対策協議会と連携し、ダイレクトメールやキャンペーン等を通じて、高齢者の防犯意識の高揚を図っています。また、消費者被害の相談窓口として、美祢市消費生活センターを設置し、専門員による相談体制の充実に努めるとともに、美祢市消費者の会と連携し、啓発活動を実施しています。このほか、防犯ボランティアの育成・強化を図るとともに、美祢市社会福祉協議会と共同で各区が管理する防犯灯の設置に係る費用の一部を助成しています。	多様化する犯罪被害に遭わないよう、美祢市防犯対策協議会や美祢市消費生活センターと連携し、高齢者自らが的確に対応できるための情報提供や啓発活動に努めています。また、引き続き防犯ボランティアの育成や防犯灯設置費の助成を行い、市民の自主的な防犯活動を支援していきます。		防犯対策協議会と連携し多発している詐欺事案が、ダイレクトメール、キャンペーンにより周知されている。	高齢者を中心に狙った詐欺は、内容を変え巧妙化し、減ることがない。	引き続き防犯対策協議会と連携し、新しい詐欺事案の情報入手、市民への周知を図り、詐欺被害を未然に防止する。	総務課	
				専門員による相談体制の充実に努めるとともに、美祢市消費者の会と連携、また各地区へ出向き出前講座を実施し、情報提供や啓発活動を実施しました。	出前講座や街頭での啓発活動の回数を増やし、高齢者へ情報提供をすることによって、犯罪被害等を防ぐ。	美祢市防犯対策協議会や警察署と連携し、高齢者自らが的確に対応できるための情報提供や啓発活動に努めています。	商工労働課	